

那覇市総合計画策定専門部会設置要綱

(設置)

第1条 那覇市総合計画(以下「総合計画」という。)に係る専門的な事項を調査審議するため、那覇市総合計画策定推進本部設置要綱(平成28年4月26日市長、教育長及び上下水道事業管理者決裁)第10条第1項の規定に基づき総合計画策定専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 専門部会の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の原案を作成すること(達成指標及び目標値の設定を含む。)
- (2) 市の現状及び課題を整理すること。
- (3) 総合計画市民案の策定に係る資料及び情報の提供を行うこと。
- (4) その他総合計画策定に関すること。

(専門部会)

第3条 専門部会は次に掲げるものとし、第2条に掲げた担当事務を行政分野ごとに行うものとする。

- (1) 自治・協働・平和・防災専門部会
- (2) 保健・福祉・医療専門部会
- (3) 子ども・教育・文化専門部会
- (4) 産業・観光・環境専門部会
- (5) 都市基盤専門部会
- (6) 総合戦略専門部会

(会員)

第4条 専門部会の会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認めるときは、その都度他の職にある者を加えて会員に充てることができる。

(庶務)

第5条 専門部会の庶務は、企画財務部企画調整課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

付 則

この要綱は平成28年8月25日から施行する。

この要綱は令和4年7月12日から施行する。

この要綱は令和8年5月19日から施行する。

別表(第4条関係)

専門部会	会員
自治・協働・平和・防災専門部会	防災危機管理課長、秘書広報課長、平和交流・男女参画課長、人事課長、企画調整課DX推進室長、財政課長、情報政策課長、企画財務部副部長(税務担当)が指名する者、市民生活安全課長、まちづくり協働推進課長、消防局総務課長
保健・福祉・医療専門部会	福祉政策課長、障がい福祉課長、チャージんじゅう課長、保護管理課長、健康増進課長、地域保健課長、生活衛生課長、保健総務課長
子ども・教育・文化専門部会	文化振興課長、文化財課長、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長、こども教育保育課長、こどもえがお相談課長、生涯学習部総務課長、生涯学習課長、市民スポーツ課長、施設課長、学校教育課長、学務課長、教育相談課長
産業・観光・環境専門部会	文化振興課長、文化財課長、商工農水課長、なはまち振興課長、観光課長、環境政策課長、クリーン推進課長、環境保全課長、環境衛生課長
都市基盤専門部会	企画調整課長、都市計画課長、建築指導課長、まちなみ整備課長、道路建設課長、公園建設課長、道路管理課長、公園管理課長、市営住宅課長、技術総務課那覇軍港跡地利用推進室長、企画経営課長、水道工務課長、下水道課長
総合戦略専門部会	人事課長、企画調整課長、企画調整課DX推進室長、情報政策課長、商工農水課長、こども政策課長、まちなみ整備課長、市営住宅課長、学校教育課長